

2022年12月13日

東京地裁令和4年11月30日判決は
「違憲判決」と表記すべきことについて

結婚の自由をすべての人に訴訟東京弁護団
弁護士 上 杉 崇 子
弁護士 寺 原 真希子 外

前略 平素より報道等において「結婚の自由をすべての人に訴訟」を取り上げていただき、誠にありがとうございます。

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟に関する東京地裁令和4年11月30日判決（以下「本判決」といいます。）について、報道等の際に「違憲判決」と表記すべきか、「合憲判決」と表記すべきかというお問合せをいただくことがあります。

こうした悩みは、本判決に「憲法24条2項に違反する状態にある」という記載と、「憲法14条1項、憲法24条1項及び2項に違反するものではない」という記載があることによるものと理解しています。

この点、東京弁護団は、本判決を端的に「違憲判決」と表記すべきと考えています。

1 本判決の違憲判断の対象

- (1) 本判決は、結論として、「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にある」としています。
- (2) 一方、本判決は、憲法24条の「婚姻」に同性間の婚姻を含むものと解することはできないなどとして、(法律上)同性の者同士の婚姻を認めていない「本件諸規定」(婚姻制度に関する民法第4編第2章及び戸籍法の諸規定)が憲法14条1項、24条1項ないし2項に違反するものではないとしています。
- (3) 以上のとおり、本判決の違憲判断の対象は①「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないこと」と、②(法律上)同性の者同士の婚姻を認めていない「本件諸規定」の2つがあり、①前者について「憲法24条2項に違反する」とし、②後者について「憲法14条1項、24条1項ないし2項に違反するものではない」としたという違いがあります。

2 本判決を「違憲判決」と評価すべき理由について

- (1) まず、本判決は、上記1(1)に記載のとおり、「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないこと」は「憲法24条2項に違反する状態にある」と明確に述べており、端的に「違憲判決」と表記すべきです。

これは、「現在、同性愛者には、パートナーと家族になることを可能にする法制度がなく、同性愛者は、その生涯を通じて、家族を持ち、家庭を築くことが法律上極めて困難な状況に置かれている」という事実認定を前提に、日本の現在の法制度が「同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害」になっていると評価したものであり、本判決が現行法を「憲法24条2項に違反する」とした点は非常に重たいものであることは明らかです。

- (2) これに対して、本判決が、「本件諸規定」について「憲法14条1項、24条1項ないし2項に違反するものではない」としたのは、パートナーと家族になるための法制度のあり方について、「原告らが主張するように現行の婚姻制度に同性間の婚姻も含める方法のほか、(中略)現行の婚姻制度とは別に同性間でも利用可能な婚姻に類する制度を構築し、そのパートナーには婚姻における配偶者と同様の法的保護を与えることも考えられる。」などとして、「婚姻」とは異なる法制度でも許容されるかのような判断をしたことによります。

すなわち、本判決は、憲法24条2項が要請する「パートナーと家族になるための法制度」のあり方は「婚姻」以外の余地もあると考えたがゆえに、本件諸規定が「婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていないこと」自体は、直ちに憲法14条1項、24条1項ないし2項に違反するものではないとただけであって、同判示によっても、「同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害」となっている日本の現行法が憲法に違反していることの問題は何ら解消されていません。

- (3) したがって、本判決を何らの留保なく「合憲判決」と評価することは、本判決が日本の現在の法制度を「同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害」になっていると評価し、現行法を「憲法24条2項に違反する」とした点を看過するものであり、適切ではありません。本判決は、端的に「違憲判決」や「現行法を違憲状態とした判決」と表記すべきです。

3 本判決の問題点

なお、本判決が、憲法24条の「婚姻」に同性間の婚姻を含むものと解することはできないなどとし、あたかも「婚姻に類する別制度」という婚姻とは別の制度を法律により構築することでも足りるかのような判示をして、「本件諸規定」(婚姻制度に関する民法第4編第2章及び戸籍法の諸規定)が憲法14条1項、24条1項ないし2項に違反するもの

ではないとした点は、法律上同性の者同士のカップルに「二級市民」のスティグマを与えるものに等しく、個人の尊厳を害している現状を強化するものであって、全く受け入れられるものではありません。

東京弁護士会は、婚姻の自由と平等を真に実現するために、「結婚の自由をすべての人に」訴訟を通じて、法律上同性の者同士のカップルを婚姻から排除している現在の民法及び戸籍法が憲法に違反することを引き続き主張していきます。

草々